

専決処分の承認を求めることについて

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

大磯町長 池田 東一郎

理由

令和8年3月31日付けで地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(令和8年総務省令第44号)が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例(昭和34年大磯町条例第10号)の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要することから議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大磯町長

池田 東一郎

大磯町条例第 12 号

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。